

100歳おめでとうございます

次の皆さんが、100歳を迎えられました。
これからも元気でお過ごしください。



上原 朝江 さん
(野殿)



廣神 月江 さん
(板鼻)

国民年金からのお知らせ

☎高崎年金事務所(☎027-322-4299)
☎国保年金課医療年金係(☎内線1116)
☎国保年金課税務保険係(☎内線2160)

■産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎の時は3か月前から6か月間)の国民年金保険料は、申請することで免除されます。産前産後免除期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金

の受給額に反映されます。すでに該当期間分の保険料を納付している場合は、該当期間分の保険料は後日返されます。免除・納付猶予を受けている場合も、将来受取ることができる年金額が多くなるので、必ず産前産後免除の申請をしてください。

📅平成31年2月1日以降に出産し

た国民年金第1号被保険者

📄母子健康手帳、年金手帳や基礎年金番号通知書など基礎年金番号が分かるものを持参し、国保年金課か☎住民福祉課にご相談ください。出産予定日の6か月前から出産後はいつでも申請できます。

■第3号被保険者は配偶者の転職や退職などでも届け出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が就職したときだけでなく、配偶者が転職・退職したときなども届け出が必要になります。詳しくは高崎年金事務所にお問い合わせください。また、マイナポータルから電子申請も可能です。利用に関する不明な点は、年金機構の📄をご確認ください。

届出事由	届出者	届出場所
3号から1号へ 配偶者が退職したとき・配偶者が死亡したとき・本人の収入増や離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき・配偶者が65歳になったとき	本人	市役所
3号の種別確認 配偶者が転職したとき(退職した翌日に再就職したとき)	転職後の勤務先事業所	年金事務所

年金機構や厚生労働省を装った不審な電話、メールなどにご注意ください

日本年金機構や厚生労働省が口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。制度などを詳しく知りたい場合は、年金事務所までお問い合わせください。

■海外在住の人、体に障害がある人は「ねんきんネット」で年金相談ができます

日本年金機構は、ねんきんネットによるオンライン文書相談のサービスを行っています。本サービスは、マイナポータル経由でねんきんネットにログインし、入力フォームに相談内容を登録することで、後日、日本年金機構からの

回答が届くものです。現在海外に住んでいる人や、聴覚や発話などの障害、または体に障害があり、電話や年金事務所窓口での相談が難しい人を対象に実施しています。詳しくは、日本年金機構の📄【「ねんきんネット」によるオンライン文書相談のご案内(試行実施中)】をご確認ください。



年金機構「ねんきんネット」文書相談



年金機構📄